

第 10 章 道 路

1 道路の概要

(1) 概要

本県の道路は、県土を南北に縦貫する一般国道 7 号及び一般国道13号を基軸として高速自動車国道 3 路線、一般国道15路線、県道251路線で基幹道路網を形成している。

さらに、市町村道 28,705 路線を含めるとこれらの延長は17,121.8 k mに及んでいる。

これを道路種別毎に分けると、高速自動車国道は235.3 k mで全体の1.4%、一般国道は1,132.4 k mで6.6%、県道は2,589.6 k mで15.1%を占め、市町村道は13,164.5 k mで76.9%となっている。

これらの道路の整備状況を県が管理する国県道についてみると、国道573.3 k m、県道2,589.6 k mでこれらの改良率は90.1%、舗装率は93.0%となっている。

(令和 7 年 4 月 1 日)

(2) 道路現況

国管理 令和 6年4月 1日
 県管理 令和 7年4月 1日
 市町村管理 令和 6年3月31日

道 路 種 別			路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実 延 長 の 内 訳						
								改 良 ・ 未 改 良 別				路 面 別		
								改良済延長	未改良延長	自不能延長	改良率	舗装済延長	未舗装延長	舗装率
高 速 道 路			3	235,279	0	0	235,279	235,279	0	0	100.0	235,279	0	100.0
一 般 道 路	一 般 国 道	国 管 理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2)	6	581,893	22,825	0	559,068	559,068	0	0	100.0	559,068	0	100.0
		県 管 理	11	633,714	60,382	0	573,332	526,858	46,474	0	91.9	563,085	10,247	98.2
		小 計	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
	県 道	主要地方道	61	1,270,858	97,690	20,109	1,153,059	1,065,388	87,671	8,319	92.4	1,087,554	65,505	94.3
		一般県道	187	1,558,939	155,140	33,496	1,370,303	1,190,111	180,192	0	86.9	1,225,904	144,399	89.5
		小 計	248	2,829,797	252,830	53,605	2,523,362	2,255,499	267,863	8,319	89.4	2,313,458	209,904	91.7
	国 県 道	国 管 理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2)	6	581,893	22,825	0	559,068	559,068	0	0	100.0	559,068	0	100.0
		県 管 理	259	3,463,511	313,212	53,605	3,096,694	2,782,357	314,337	8,319	89.8	2,876,543	220,151	92.9
		小 計	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
	市 町 村 道		263	4,045,404	336,037	53,605	3,655,762	3,341,425	314,337	8,319	91.4	3,435,611	220,151	94.0
		一 級	972	1,740,411	21,134	19,871	1,699,406	1,448,855	250,551	9,270	85.3	1,595,468	103,938	93.9
		二 級	1,087	1,605,295	20,961	5,447	1,578,887	1,186,851	392,036	28,275	75.2	1,379,492	199,395	87.4
		幹線計	2,059	3,345,706	42,095	25,318	3,278,293	2,635,706	642,587	37,545	80.4	2,974,960	303,333	90.7
		その他	26,208	10,059,938	140,330	81,223	9,838,239	6,348,681	3,489,558	417,565	64.5	7,692,852	2,145,387	78.2
		小 計	28,267	13,405,644	182,425	106,541	13,116,532	8,984,387	4,132,145	455,110	68.5	10,667,812	2,448,720	81.3
	計		1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
			28,530	17,451,048	518,462	160,146	16,772,294	12,325,812	4,446,482	463,429	73.5	14,103,423	2,668,871	84.1
独立専用 自歩道	県 道		3	77,987	11,720	0	66,267	66,267	0	0	100.0	66,267	0	100.0
	市 町 村 道		438	48,446	510	0	47,936	47,936	0	0	100.0	47,338	598	98.8
合 計			28,974	17,812,760	530,692	160,146	17,121,776	12,675,294	4,446,482	463,429	74.0	14,452,307	2,669,469	84.4

2 段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の () は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

国管理 令和 6年4月 1日
 県管理 令和 7年4月 1日
 市町村管理 令和 6年3月31日

道 路 種 別			橋 梁		橋 の 内 訳				ト ン ネ ル		鉄 道 交 差		立体横断施設		渡 船 場		歩道設置 道路延長	歩道延長	
					木 橋		永 久 橋												
			数	延 長	数	延 長	数	延 長	数	延 長	立体	平面	歩道橋	地下道	数	延長			
高 速 道 路			336	25,493	0	0	336	25,493	39	41,749	12	0	0	0	0	0	0	0	0
一 般 道 路	一 般 国 道	国 管 理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			627	36,221	0	0	627	36,221	36	25,527	44	0	45	46	0	0	381,596	606,661	
		県 管 理	502	18,171	0	0	502	18,171	24	13,275	16	5	7	8	0	0	346,568	505,167	
		小 計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			1,129	54,392	0	0	1,129	54,392	60	38,802	60	5	52	54	0	0	728,164	1,111,828	
	県 道	主要地方道	862	30,951	0	0	862	30,951	24	8,112	38	15	6	13	0	0	584,747	831,640	
		一般県道	945	27,657	0	0	945	27,657	14	5,074	30	46	11	6	0	0	578,842	792,320	
		小 計	1,807	58,608	0	0	1,807	58,608	38	13,186	68	61	17	19	0	0	1,163,589	1,623,960	
	国 県 道	国 管 理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			627	36,221	0	0	627	36,221	36	25,527	44	0	45	46	0	0	381,596	606,661	
		県 管 理	2,309	76,779	0	0	2,309	76,779	62	26,461	84	66	24	27	0	0	1,510,157	2,129,127	
		小 計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			2,936	113,000	0	0	2,936	113,000	98	51,988	128	66	69	73	0	0	1,891,753	2,735,788	
	市 町 村 道	一 級	1,000	23,236	6	88	994	23,148	9	4,716	32	87	1	1	0	0	440,769	588,879	
		二 級	815	12,514	6	31	809	12,483	2	94	12	61	0	1	0	0	159,358	220,998	
		幹線計	1,815	35,750	12	119	1,803	35,631	11	4,810	44	148	1	2	0	0	600,127	809,877	
		その他	3,941	52,032	39	545	3,902	51,487	7	2,376	63	171	2	10	1	146	632,971	885,507	
		小 計	5,756	87,782	51	664	5,705	87,118	18	7,186	107	319	3	12	1	146	1,233,098	1,695,384	
		計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			8,692	200,782	51	664	8,641	200,118	116	59,174	235	385	72	85	1	146	3,124,851	4,431,172	
独立専用 自歩道	県 道	34	1,337	0	0	34	1,337	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市 町 村 道	21	745	0	0	21	745	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			9,083	228,357	51	664	9,032	227,693	155	100,923	260	386	72	85	1	146	3,124,851	4,431,172	

2 段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の () は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

(3) 大規模自転車道

大規模自転車道とは、自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的とした、いわゆるレクリエーションサイクリング道路であり、本県には下記の3路線がある。

なお、令和4年3月に策定された「第2次山形県自転車活用推進計画」の「山形県自転車ネットワーク計画」において、いずれも広域的なサイクリングモデルルートに設定されている。

① さくらんぼサイクリングロード

- ・路線名 一般県道間沢寒河江山形自転車道線
- ・区 間 西川町間沢～山形市山寺
- ・延 長 L=37.3km
- ・幅 員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和51年度～昭和59年度(S60.3月完成)

② 置賜自転車道

- ・路線名 一般県道米沢県南公園自転車道線
- ・区 間 米沢市金池～高畠町蛭沢
- ・延 長 L=23.9km(うち、まほろば緑道5.9km)
- ・幅 員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和60年度～平成4年度(H5.3月完成)
(まほろば緑道は昭和51年度～昭和61年度に高畠町が都市公園事業で整備)

③ 庄内自転車道

- ・路線名 一般県道立川鶴岡自転車道線
- ・区 間 庄内町木の沢の一部 及び 鶴岡市羽黒町手向～鶴岡市日の出
- ・延 長 L=16.8km
(全体計画延長は40.8km(庄内町清川～鶴岡市日の出)だが、H16より整備を休止)
- ・幅 員 W=3.0(4.0)m
- ・事業年度 平成5年度～平成15年度(H16.7月一部供用)

(4) 道の駅

「道の駅」とは、道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる「休憩機能」と、地域においては、人と人、人と地域との交流により、地域がもつ魅力を知ってもらい、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけとして活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」を備えた施設である。整備手法としては、道路管理者が交通安全事業の簡易パーキングエリアとして休憩施設を整備して市町村等が各種の地域振興施設を整備する「一体型」と、市町村等が単独で休憩施設や地域振興施設を整備する「単独型」がある。

<近年の供用状況>

平成28年10月8日、一般国道47号沿いに道の駅「しょうない」が供用。

平成29年4月21日、一般国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」が供用。

平成30年4月20日、主要地方道米沢高畠線沿いに道の駅「米沢」が供用。

令和5年11月26日、一般国道47号沿いに道の駅「もがみ」が供用。

令和5年12月3日、一般国道13号沿いに道の駅「やまがた蔵王」が供用。

令和7年12月14日、一般国道13号沿いに道の駅「新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」が供用

山形県内においては、次の24箇所が「道の駅」として登録されている。

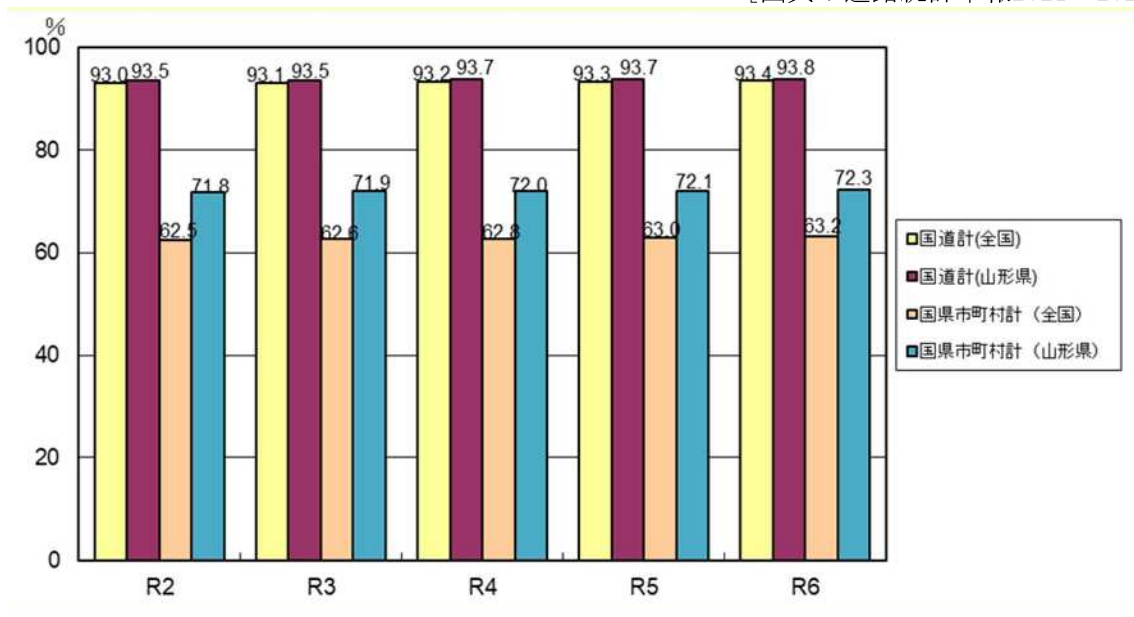
(令和8年4月1日現在)

	駅 名	市町村名	整備手法		設置主体	登録	供用 開始
			一体型	単独型			
1	月 山 【月山あさひ博物村】	国道112号 鶴岡市(旧朝日村) 越中山		○	鶴岡市 (国交省)	H5. 4. 22	H4. 10. 20
2	河 北 【ぶらっとびあ】	国道287号 河北町谷地	○		河北町 (山形県)	H5. 4. 22	H6. 4. 2
3	寒河江 【チェリーランド】	国道112号 寒河江市八楸		○	寒河江市 (国交省)	H5. 4. 22	H4. 5. 2
4	あつみ 【夕陽のまち しやりん】	国道7号 鶴岡市(旧温海町) 早田	○		鶴岡市 (国交省)	H5. 4. 22	H3. 7. 24
5	にしかわ 【月山銘水館】	国道112号 西川町水沢		○	西川町 (国交省)	H7. 4. 11	H16. 11. 9
6	いいで 【めざみの里観光物産館】	国道113号 飯豊町松原	○		飯豊町 (国交省)	H8. 4. 16	H9. 3. 30
7	むらやま 【村山市故里交流施設】	国道13号 村山市楯岡	○		村山市 (国交省)	H9. 4. 11	H10. 4. 27
8	とざわ 【モモカミの里「高麗館」】	(主) 新庄戸沢線 戸沢村蔵岡		○	戸沢村 (国交省 →山形県)	H9. 4. 11	H9. 8. 1
9	鳥 海 【(森のエリア)ふらっと、 (海のエリア)遊楽里】	国道7号 遊佐町菅里		○	遊佐町 (国交省)	H9. 4. 11	H9. 4. 5
10	田 沢 【なごみの郷】	国道121号 米沢市入田沢	○		米沢市 (山形県)	H9. 4. 11	H10. 4. 9
11	白い森おぐに 【ぶな茶屋】	国道113号 小国町 小国小坂町		○	小国町 (国交省)	H10. 4. 17	H10. 10. 9
12	おおえ 【テルメ柏陵】	国道287号 大江町藤田	○		大江町 (山形県)	H10. 4. 17	H10. 10. 24
13	庄内みかわ 【いろり火の里】	(一) 鶴岡広野線 三川町横山		○	三川町 (国交省 →山形県)	H11. 8. 27	H12. 3. 5
14	たかはた 【まほろばステーション】	国道113号 高畠町安久津		○	高畠町 (山形県)	H12. 8. 18	H12. 4. 29
15	天童温泉 【わくわくランド】	国道13号 天童市楸ノ町		○	天童市 (国交省)	H16. 8. 10	H16. 11. 3
16	尾花沢 【花笠の里「ねまる」】	国道13号 尾花沢市芦沢	○		尾花沢市 (国交省)	H19. 3. 1	H19. 8. 6
17	白鷹ヤナ公園 【最上川あゆとびあ】	国道287号 白鷹町下山		○	白鷹町 (山形県)	H19. 3. 1	H19. 4. 25
18	あさひまち 【りんごの森】	国道287号 朝日町和合		○	朝日町 (山形県)	H27. 4. 15	H27. 10. 1
19	しょうない 【風車市場】	国道47号 庄内町狩川		○	庄内町 (国交省)	H28. 5. 10	H28. 10. 8
20	川のみなと長井	国道287号 長井市東町		○	長井市 (山形県)	H28. 10. 7	H29. 4. 21
21	米 沢	(主) 米沢高畠線 米沢市川井	○		米沢市 (山形県)	H29. 11. 17	H30. 4. 20
22	もがみ 【あつつえ】	国道47号 最上町志茂	○		最上町 (国交省)	R5. 8. 4	R5. 11. 26
23	やまがた蔵王	国道13号 山形市表蔵王	○		山形市 (国交省)	R5. 8. 4	R5. 12. 3
24	新庄エコロジーガーデン 原蚕の杜	国道13号 新庄市五日町	○		新庄市 (国交省)	R7. 1. 31	R7. 12. 14
	合 計	24	11	13			

(5) 道路整備の推移

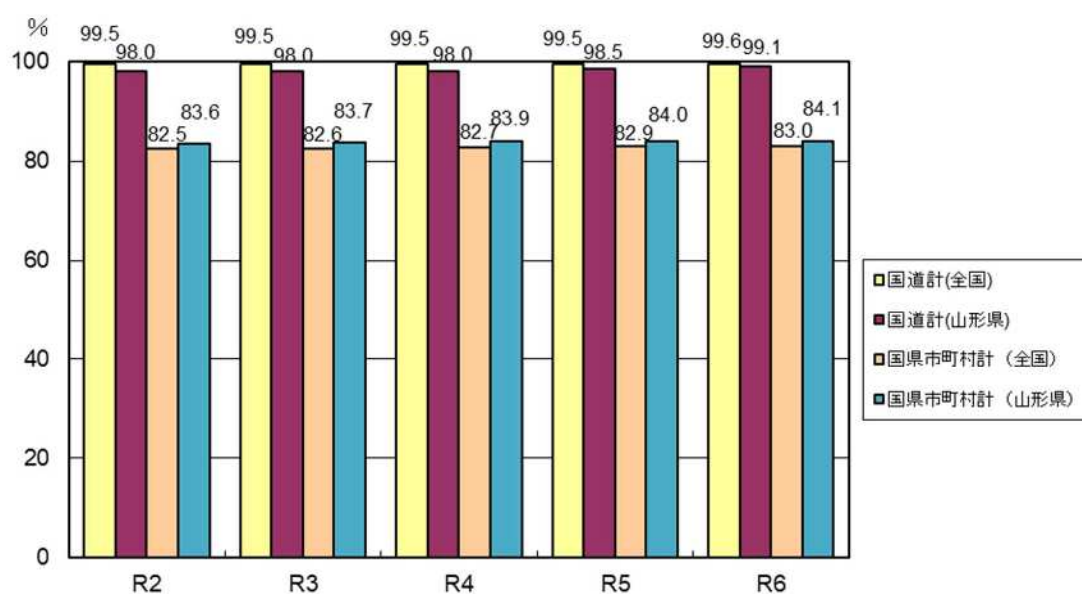
① 改良率(4月1日現在。国・都道府県道は車道幅員5.5m以上のもの)

[出典：道路統計年報2021～2025]

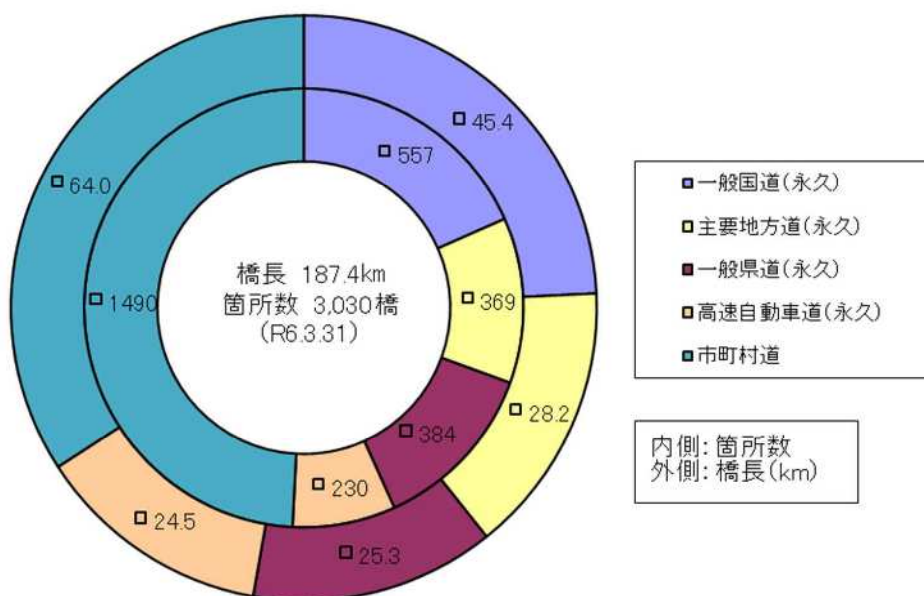


② 舗装率(4月1日現在。簡易舗装含む)

[出典：道路統計年報2021～2025]



③ 橋りょう(橋長15m以上)の現状 [出典：道路統計年報2025]

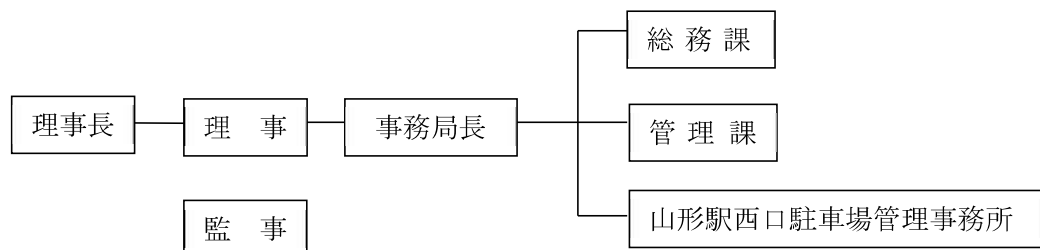


(6) 山形県道路公社

山形県道路公社は、有料道路の建設、管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としており、山形駅西口駐車場の経営等を行っている。

① 組織(令和8年4月1日現在。以下同じ)

設立：昭和46年4月1日、基本財産：366,000千円(山形県出資)



※理事長及び監事は知事が任命する。

② 役員数 理事長1、理事3、監事2

③ 職員数

区 分	本 社		管理事務所		計
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	
専任職員	—	4	—	4	8
併任職員	2	1	—	—	3
計	2	5	—	4	11

④ 有料駐車場の概要

駐車場名	路線名	区 間	事業費 (千円)	営業 開始	収容 台数	備 考
山形駅 西 口 駐車場	市 道 駅 西 3 号 4 号 幹 線	山形市 城南町 一丁目	1,220,000	H12. 12.14	345台	霞城セントラル内 鉄骨耐火構造8階8層 延床面積11,364㎡ 料金:最初の30分まで210円、以後30分毎に 100円。1日上限料金1,230円(H18.4.1新設)

2 道路の整備・管理について

◆山形県道路中期計画2028（H31.03策定、R06.03改定）

みちづくりの3つの柱と9つの施策

I. 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり	①	県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手
	②	広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進
	③	高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援
II. 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり	④	防災・減災、県土強靱化に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化
	⑤	人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進
	⑥	予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進
III. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり	⑦	生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進
	⑧	街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進
	⑨	山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進

I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり

(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手

①高速自動車国道

高速自動車国道は、国土開発幹線自動車道建設法に基づき、産業の発展及び生活領域の拡大等を目的として建設される高速幹線自動車道である。

(a) 東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)

仙台市を起点とし、東北縦貫自動車道の村田ジャンクションから分岐、山形市、寒河江市、鶴岡市などを経由して酒田市に至る総延長約158km(県内延長約131km)の高速道路である。

県内においては、平成元年の山形北IC～寒河江IC間の開通以来、順次供用区間が延長され平成13年8月酒田IC～酒田みなとIC間が供用したことにより、一般国道自動車専用道路である月山道路を介して、太平洋沿岸部と日本海沿岸部を最短時間で結ぶルートが完成した。

交通量の増加に伴う4車線化については、平成10年9月に関沢IC～山形蔵王IC間の開通以来、順次開通され平成14年11月に笹谷IC～関沢IC間(笹谷トンネル)が開通したことにより、村田ジャンクションから山形ジャンクションまでが4車線で繋がった。

また、平成14年11月に上り線に救急車専用退出路が完成し、救命救急センターのあ

る県立中央病院まで、西村山地域からの搬送時間がこれまでより約10分短縮され、さらに東北中央自動車道との連結により、西村山に加え、北村山、上山などからの広域的な利用が可能となった。平成18年10月に寒河江SAスマートICが恒久化（平成26年6月から24時間運用）したことにより、西村山地域の高速道路の利便性が向上するとともに、救急搬送にも寄与している。

(b) 日本海沿岸東北自動車道(日本海東北自動車道)

新潟市を起点とし、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市を経由して青森市に至る総延長約322km（県内延長約53km）の高速道路で、北陸自動車道、関越自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、同酒田線、同釜石秋田線、東北縦貫自動車道と連絡し、東北日本海沿岸の縦貫軸を形成する重要な路線である。

また、本県にとっては、庄内空港、酒田港及び東北横断自動車道酒田線に連絡する庄内地域の開発上大きな役割を果たす路線である。

平成25年度の「朝日温海道路」と「遊佐象潟道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
あつみ温泉IC～鶴岡JCT	平成24年3月	25.8km
酒田みなとIC～遊佐比子IC	令和2年12月	5.5km
遊佐比子IC～遊佐鳥海IC	令和6年3月	6.5km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
朝日温海道路 〔朝日まほろばIC ～あつみ温泉IC〕	平成25年度	未定
遊佐象潟道路 〔遊佐鳥海IC～象潟IC〕	平成25年度	令和8年度（小砂川IC）～象潟IC 令和9年度 遊佐鳥海IC～（吹浦IC） 未定 （吹浦IC）～（小砂川IC）

（ ）書きICは仮称

(c) 東北中央自動車道

相馬市を起点とし、本県内陸部を経由して横手市に至る総延長約268km（県内延長約157km）の高速道路で、福島・秋田・山形の3県の内陸部の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道酒田線及び同釜石秋田線と連絡し、東日本地域の太平洋沿岸部、日本海沿岸部との縦横の高規格道路網を形成する重要な路線である。

平成30年度の「金山道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
米沢北IC～南陽高畠IC	平成9年11月	8.8km
尾花沢新庄道路 〔川原子IC～新庄IC〕	平成11年11月	8.1km
山形上山IC～東根IC	平成14年9月	27.1km
主寝坂道路 〔中田IC～真室川町及位〕	平成17年11月	5.0km
尾花沢新庄道路 〔野黒沢IC～川原子IC〕	平成18年11月	6.1km
主寝坂道路 〔(金山北IC)～中田IC〕	平成20年3月	4.9km
新庄北道路 〔新庄IC～(新庄北IC)〕	平成23年3月	4.7km
尾花沢新庄道路 〔尾花沢IC～野黒沢IC〕	平成26年11月	4.0km
福島大笹生IC～米沢北IC	平成29年11月	34.4km
大石田村山IC～尾花沢IC	平成30年4月	5.3km
東根IC～東根北IC	平成31年3月	4.3km
南陽高畠IC～山形上山IC	平成31年4月	24.4km
村山本飯田IC～大石田村山IC	令和3年12月	4.5km
東根北IC～村山本飯田IC	令和4年10月	8.9km
泉田道路 〔新庄鮭川IC～新庄真室川IC〕	令和4年11月	8.2km

() 書きICは仮称

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄金山道路 〔新庄真室川IC～(金山IC)〕	平成27年度	未定
真室川雄勝道路 〔真室川町及位～(上院内IC)〕	平成29年度	未定
金山道路 〔(金山IC)～(金山北IC)〕	平成30年度	未定

() 書きICは仮称

②地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図るための道路である。

本県においては、平成6年12月に2路線が計画路線に、平成10年6月に1路線が候補路線に指定されている。

<計画路線：H6.12指定>

(a) 新庄酒田道路

新庄市を起点とし、酒田市に至る延長約50kmの道路であり、新庄地域集積圏と庄内地域集積圏とを連結し、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
新庄南バイパス 〔新庄市鳥越～本合海〕	平成14年5月	4.0km
新庄古口道路 〔新庄市本合海～升形〕	平成27年11月	2.4km
余目酒田道路 〔酒田市新堀～酒田市東町〕	平成27年11月	5.9km
余目酒田道路 〔庄内町廻館～酒田市新堀〕	平成30年3月	6.8km
新庄古口道路 〔戸沢村津谷～古口〕	平成30年7月	2.2km
新庄古口道路 〔新庄市升形～戸沢村津谷〕	令和6年12月	6.0km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
高屋道路 〔戸沢村古口地内〕	平成18年度	未定
高屋防災 〔戸沢村古口地内〕	令和2年度	未定
戸沢立川道路 〔戸沢村草薙～庄内町狩川〕	令和3年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
戸沢村古口	整備区間指定（H18.3）
庄内町狩川～廻館	調査区間未指定

(b) 新潟山形南部連絡道路

新潟県村上市を起点とし、東置賜郡高畠町に至る延長約80km（うち県内区間約50km）の道路であり、新潟地域集積圏内の村上地方生活圏と米沢地域集積圏とを連結し、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
赤湯バイパス 〔南陽市鍋田～高島町深沼〕	平成15年11月	1.2km
赤湯バイパス 〔南陽市島貫～南陽市鍋田〕	平成20年5月	2.0km
赤湯バイパス 〔南陽市竹原～南陽市島貫〕	平成21年3月	4.0km
梨郷道路 〔長井市今泉～南陽市竹原〕	令和6年3月	7.2km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
小国道路 〔関川村金丸～小国町松岡〕	平成31年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
小国町松岡～長井市今泉	調査区間未指定 ※「小国～飯豊」間：概略ルート・構造の検討に着手（R5）

<候補路線：H10.6指定>

(c) 石巻新庄道路

宮城県石巻市を起点とし、新庄市に至る道路であり、「新庄酒田道路」と一体となつて、重要港湾を持つ石巻市と酒田市を結ぶことにより、日本海側と太平洋側との経済・物流活動や観光等の交流を促進するものである。

※候補路線；地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線

(2) 広域道路ネットワークを活かす追加IC（スマートIC含む）及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進

県民及び来訪者が高速道路を利用しやすい環境を整えるため、追加IC・スマートICの整備を促進する。加えて、産業や観光の振興を図るため、ICに接続するアクセス道路の整備を促進する。

また、重要物流道路の基幹道路同士や物流拠点を結ぶアクセス路の整備を推進する。

(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援

圏域の様々な観光、地域情報を発信し、各圏域内の隅々に県外からの来訪者を導くゲートウェイとなる「道の駅」等の整備促進に向けた市町村の取組を支援する。

「道の駅」の活性化支援

- ・「道の駅」連絡会の開催等による道の駅間の連携促進
- ・フリーペーパー等広報誌を活用し、自動車による県内の周遊観光の情報発信

Ⅱ 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり

- (1) 防災・減災、県土強靱化に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化
災害発生直後から避難・救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」や重要物流道路のぜい弱区間に対する「代替路」、災害時の物流拠点へアクセスする「補完路」及び孤立集落アクセスルート等について、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

① 緊急輸送道路等における耐震化・老朽橋梁の架替

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路109km、第2次緊急輸送道路1,009kmについて耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

② 道路における防災対策の推進

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面对策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

特に平成30年度に実施した重要インフラ緊急点検結果に基づき、対策が必要とされた箇所のうち、緊急輸送道路について、防災対策工事を優先して実施するほか、緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい橋梁の架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路の確保に努める。

防雪工実績延長 令和7年12月1日現在

種 別	延 長
スノーシェッド等	3.8km
散水消雪（車道）	85.1km
無散水消雪（車道）	6.2km
無散水消雪（歩道）	38.2km
流 雪 溝	111.3km
防 雪 柵	239.1km

(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進

「山形県通学路安全確保対策プログラム」及び「市町村版通学路交通安全プログラム」に掲げるPDCAサイクルのもとで、学校関係者、警察、地域、道路管理者が連携して通学路の点検を行い、歩道設置、交差点改良やゾーン30プラス等の交通安全対策を推進する。

また、進行する高齢化を見据えて、限られた予算内で広く効果発現できるよう、通学路点検結果や事故データを基に多様な交通安全対策を実施し、子どもだけではなく高齢者や障がい者にも優しい歩行空間を創出する。

① 交通安全対策

(a) 特定交通安全施設等整備事業指定道路延長(令和4年3月指定)

(単位: km)

道路種別	1号該当区間		2号該当区間								3号該当区間		4号該当区間		計	
	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うちゾーン30		うち生活道路対策エリア		うちその他エリア対策		うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路
					うち通学路	※ゾーン30との重複除き	うち通学路	うち通学路	※ゾーン30、生活道路対策エリアとの重複除き	うち通学路						
高速自動車国道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.8	0.0	0.0	0.0	87.8	0.0
一般国道(指定区間内)	157.1	29.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	444.9	60.7	0.0	0.0	602.0	89.8
一般国道(指定区間外)	103.2	26.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	336.5	65.8	0.0	0.0	439.7	92.4
主要地方道	125.2	48.3	0.9	0.9	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	705.7	197.5	0.0	0.0	831.8	246.7
一般都道府県道	104.4	51.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	831.6	278.8	0.0	0.0	936.0	329.8
市町村道	0.0	0.0	22.2	5.7	0.0	0.0	2.7	1.7	0.0	0.0	1737.0	906.6	2060.7	9.2	3819.9	921.5
計	489.9	155.0	23.1	6.6	0.0	0.0	2.9	1.9	0.0	0.0	4143.5	1509.3	2060.7	9.2	6717.2	1680.1

※ 各号は、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第1条に規定する指定の基準による

1号 交通量に応じた交通事故死傷率が一定の数値以上である区間

2号 単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生が特に多いと認められる地区内の道路

3号 付近に幼稚園、小学校等があること、市街地を形成している地域内にあり、且つ交通が著しく輻輳していること、またその他特殊な事情により交通事故が多発する恐れが大きいと認められる区間

4号 交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると認められる地区内の道路

※ 法指定通学路とは、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第4条に規定する通学路

(b) 歩道等の設置状況(県管理道路)

令和7年4月1日現在

幅の広い歩道	歩道のべ延長 総幅員3m以上の歩道延長 (幅広率)	2,129 km 1,032 km (48.5%)
立体横断施設	歩道橋 地下道	24橋 27ヵ所

(3) 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進

① 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進行し、対策が必要な橋梁が今後急速に増加することを踏まえ、長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進する。

また、トンネル等の大型構造物について、健全性の維持と第三者被害防止の観点から定期点検を実施し、効率的な維持管理を実施する。

② 的確な維持管理の実施

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、的確な維持管理、除雪を実施する。

建設業界においても深刻化している高齢化や担い手不足下であっても、道路の適切な日常管理や除雪、災害対応等による円滑な交通を確保するため、AI等のデジタル技術を活用した維持管理の省力化・効率化を推進

また、限られた予算の中で維持管理水準を維持するため、道路監視、維持修繕業務や除雪業務の受託者との役割分担のもと、地域や企業、団体、NPO等の力を活かした県民協働による効率的な維持管理を実施する。

(a) 道路の維持管理

山形県が管理している道路延長は、一般国道、主要地方道、一般県道(独立専用自歩道除く)を合わせて3,096.7kmで、外に一般国道の指定区間は、国土交通省山形、酒田の各河川国道事務所が管理している。

令和8年度の維持管理体制は、4総合支庁が担当し、維持管理にあたっている。

除雪		令和7年12月1日現在(単位延長：km)							
道 路 種 別	管理延長(A)	雪 寒 指 定 延 長	令和6 年度除 雪延長	令和7年度除雪延長			(B)のう ち消雪 道路延 長	管理延長 に対する 除雪率 (B)/(A)	除雪延長 に対する 委託率 (%)
				公共	単独	計(B)			
一 般 国 道	573.3	574.9	503.0	509.0	0.0	509.0	8.2	88.8	100
主 要 地方道	1,153.1	1,117.9	1,047.0	1,039.1	0.0	1,039.1	39.8	90.1	100
一 般 県 道	1,370.3	1,272.6	1,202.2	1,187.6	0.0	1,187.6	42.2	86.7	100
計	3,096.7	2,965.4	2,752.2	2,735.7	0.0	2,735.7	90.2	88.3	100

※自転車道を含まない。

路面内訳、道路管理体制

令和7年4月1日現在

種 別	延長(km)	道 路 監 視 員 パトロールカー	72 人 19 台
砂利道	63.9		
舗装道	2,876.5		
防じん	156.3		
計	3,096.7		

注)延長欄は、自転車道を含まない。

機 械 名	台 数
維持作業車(Wキャブ)	10
ダンプトラック	13
散 水 車	8
路 面 清 掃 車	8
リ フ ト 車	1
草刈装置(アタッチメント)	13

(b) 道路情報連絡

道路における災害、または工事による交通規制、その他異常事態発生等による情報を道路利用者に提供し、交通の安全を図るため、(公財)日本道路交通情報センターに委託している。

③ 県民協働による維持管理の推進

(a) ふれあいの道路愛護事業

県が管理する道路の美化活動、歩道除雪等を積極的に行う自治会や企業等の団体に対し、活動費の助成や、活動表示板の給付を通じて支援している。

- (i) 県の支援内容
 - ・ 団体への活動負担金
団体は、作業道具（草刈鎌、軍手、ゴミ袋など）購入、除雪機燃料、傷害保険料などに使用している。
 - ・ 団体活動PRのための表示板の設置
 - ・ 活動団体との意見交換会の開催
 - ・ 県ホームページによる活動紹介
 - ・ 団体向けの広報紙作成
- (ii) 支援の条件
 - ・ 協定の締結（団体の役割、県の役割と支援、連絡体制、団体の保険加入）
 - ・ 団体は、次の業務のいずれかを原則年間を通じて実施
清掃 側溝清掃 除草、草刈 樹木剪定 歩道除雪(冬季のみ) 植栽活動
- (iii) 活動団体

令和5年度	553 団体	(清掃・草刈など：491 団体	歩道除雪：62 団体)
令和6年度	568 団体	(清掃・草刈など：505 団体	歩道除雪：63 団体)
令和7年度	586 団体	(清掃・草刈など：520 団体	歩道除雪：66 団体)
- (iv) 事業の効果
 - ・ 道路愛護意識の醸成と地域コミュニティの形成への寄与(県民意識の変化)
 - ・ 良好な道路環境の保全（不法投棄の防止）
 - ・ 県が行う道路維持管理費の軽減

Ⅲ. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

- (1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進
 - ① 生活圏間・都市間ネットワークの整備推進
生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持等のため、一般国道や主要な県道において道路の改築・拡幅やバイパスの整備を推進する。
 - ② 地域の実情に応じた効果的な整備の推進
限られた予算の中で、事業箇所の選択と集中を図りながら、部分的な拡幅や待避所の設置、視距改良等地域の実情に応じた効果的な整備を推進する。
- (2) 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進
 - ① 無電柱化や賑わい空間形成に向けた取組を推進
沿線住民や観光客に親しまれる良好な景観を創出するため、道路改良等を契機とした無電柱化を推進する。
 - ② 渋滞解消対策の推進
道路改良や交差点改良等を行い、渋滞箇所の解消を図っていく。
- (3) 山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進
 - ① 自転車の利用環境の整備
平成29年の自転車活用推進法の施行を踏まえ、安全な自転車の利用環境を確保するため、道路の拡幅等に合わせて整備した堆雪幅を自転車の利用空間として活用する“山形らしい”みちづくりを推進する。
 - ・ 令和元年8月 「山形県自転車活用推進計画」の策定
 - ・ 令和3年3月 「山形県自転車ネットワーク計画」の策定
 - ・ 令和4年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画」の策定
 - ・ 令和7年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画（増補版）」の策定

② 分かりやすい道路標識の整備

県内周遊の利便性向上、非幹線道路への大型観光バス等の進入の抑制等のため、県外、国外からの来訪者にも分かりやすい道路標識の整備を推進する。



第 1 1 章 河 川

1 河川の概要

本県の面積は、9,323km²で、西方は日本海、他の三方は山に囲まれている。宮城、福島県境に連なる奥羽山脈は、本県の東側に障壁を作り、西側の出羽丘陵から越後山脈にかけての長大な山なみは、本県を庄内と内陸に分け、さらに新潟との県境を区切る。北側の出羽丘陵と奥羽山脈からなる秋田県境は、標高2,236mの鳥海山を除いては、標高はあまり高くないが、南側の福島県境には、吾妻、飯豊など標高1,000mから2,000mに及ぶ連峰を望見することができる。このように、本県は内陸地方（6,918km²）と庄内地方（2,405km²）とに大別され、内陸地方は、また、これらの山脈の支脈によって最上地方（1,803km²）、村山地方（2,619km²）、置賜地方（2,496km²）に細分される。出羽丘陵と越後山脈から庄内地方を流れる赤川や小河川は、直接日本海に注ぎ、内陸地方の河川は新潟県に流下している荒川水系を除き、いわゆる法河川としては、すべて最上川に集中する。南部吾妻山に源を発する最上川は、内陸地方を北に向かって貫流し、その間、米沢・長井・山形・新庄盆地を拓き、庄内地方では、広大な庄内平野を潤して、遠く日本海に注ぐ、東北では北上川に次ぐ大河川である。

以上の地形的環境に支配された本県の河川は、一級水系としては、最上川水系、赤川水系、荒川水系の3水系で、498河川（大鳥池を含む）、河川延長2,931km、二級水系としては、月光川水系、日向川水系等17水系で、59河川、河川延長270kmである。また、県内の一級二級河川の総延長は3,201kmにおよび、内訳は表1のとおりである。（他に市町村長が管理する準用河川が168河川、河川延長228kmあり、本県のいわゆる法河川の延長は3,430kmである。）

流路は、東西に流れるものと、南北に流れるものとに大別される。東西に流れるものは、山地より短距離で本流に合流するか海に注ぐため、一般に河床勾配が急で、その流域面積は狭小である。平地部の出口付近は扇状地帯をなし、この現象は特に村山盆地の河川で多くみられる。南北に流れる河川は、前者に比して流程が大であるため、概して河床勾配がゆるく、蛇行性のものが多い。また、多くの支川は、合流点付近では河積が小さく、かつ、最上川本流の背水現象によって、洪水時、大きな災害を被ることがある。最上川は、流域面積7,040km²を有

し、本県の幹川として各地方を流下しながら、農耕、水道、工業、発電、水産等あらゆる産業の水資源となっており、県民生活の基盤を成している。

〈表1〉

山形県河川総括表

令和7年6月1日現在

級別	水 系 名	河 川 数	流 路 延 長	適 要
一 級 河 川	最上川	431	2,484,520m	1 国土交通大臣管理区間 323,825m 幹川・・・1河川 205,988m 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川・・・27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 428河川 2,160,695m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池1,125m を含む)	1 国土交通大臣管理区間 48,006m 幹川・・・1河川 33,016m 酒田河川国道事務所 33,016m 支川・・・4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川 (1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 国土交通大臣管理区間 支川・・・2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計 (3 水系)	498	2,930,855m	国土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,549,824m
二 級 河 川	月光川	11	49,540m	知事管理区間
	日向川	15	75,480m	〃
	新井田川	6	35,330m	〃
	岡町川	1	750m	〃
	油戸川	1	920m	〃
	楯下川	1	660m	〃
	三瀬川	4	15,331m	〃
	五十川	6	27,600m	〃
	温海川	3	18,300m	〃
	庄内小国川	4	26,100m	〃
	巖沢川	1	1,200m	〃
	出口沢川	1	1,200m	〃
	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
	計 (17水系)	59	270,466m	〃
合計 (20水系)		557	3,201,321m	

2 河川事業

(1) 特定都市河川浸水被害対策推進事業

(個別補助事業(特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助) : 国費率 1/2)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格定期実施に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、計画的・集中的に事業を実施することで、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

令和8年3月に特定都市河川に指定した大旦川流域(村山市・東根市)の7河川において実施している。

(2) 大規模特定河川事業

(個別補助事業(特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

須川(山形市)を始め、3河川(一級河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する須川(山形市)においては、令和4年度よりJR奥羽本線より上流の蔵王成沢工区を新規区間として立ち上げ、令和13年度までの10年間で、ネック部の橋梁対策及び築堤盛土等を集中的に実施し、早期に地域の安全性の向上を図っていくこととしている。



一級河川須川

(3) 広域河川改修事業

(防災・安全交付金 : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

吉野川(南陽市)を始め、12河川(一級河川 10河川、二級河川 2河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する吉野川(南陽市)等においては、これまでの河

道の整正や拡幅・築堤により流下能力が向上し、冠水や浸水被害の軽減が図られており、今後益々の工事の進捗が望まれている。

さらに、令和2年度(補正)からは、令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対する浸水被害の解消を図ることを目標に、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を最大限活用し、令和11年度までの概ね10年間で、集中的に河川整備を実施する。

また、これまでの治水や利水だけでなく、良好な環境の整備や保全についての要望が年々高まっており、県内の各河川において生態系や景観などに配慮した川づくりにも努めている。



一級河川古佐川（令和2年7月浸水被害状況）

（4）総合流域防災事業

（防災・安全交付金：国費率 1/2）

流域単位を原則とした一定の計画に基づき、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備（河川改修、堤防の質的強化対策など）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、ハザードマップ調査など）を行ない、流域一体となった総合的な防災対策を推進するための事業で、河川では以下の事業を展開している。

① 河川改修事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

羽黒川（米沢市）を始め、8河川（一級河川 8河川）で実施している。

また、指首野川（新庄市）等においては、地域整備と一体となった地元から親しまれる水辺空間の形成を図っている。

② 情報基盤総合整備事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

洪水、土砂災害などの自然災害発生時の危機管理体制を強化するために、降雨、水位、土砂災害等の各種観測施設とそこで得られる情報の収集・処理・伝達システムを整備する事業である。インターネットや携帯電話での情報配信提供を平成15年6月から開始しており、平成19年4月からは、一般利用者向けに気象・洪水情報等のメール配信を実施している。

また、洪水時に県民に適切な避難行動を促すため、既存の水位計を補完する危機管理型水位計は平成31年4月に、さらには洪水時の切迫感のある画像を提供する簡易型河川監視カメラは令和2年4月に運用を開始した。令和8年3月末時点の設置台数はそれぞれ99台（水位計）、96台（カメラ）である。

引き続き、システム関連設備の整備・改良を行い、情報提供の一層の充実を図っていく。

(5) 河川メンテナンス事業

(個別補助事業(特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

樋門、樋管等の河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するための事業であり、施設の更新や改築、応急的な改良が必要な施設について、河川管理施設長寿命化計画等に基づいた対策を行い、必要な施設機能を確保する。

本事業では、特定構造物更新事業として、赤川水系青竜寺川の丸岡分水堰(鶴岡市)の更新事業、応急対策事業として、最上川水系で排水樋門等の更新事業を実施している。

3 河川の維持管理

県単独事業として、護岸や床止等の修繕、河床浚渫、支障木伐採、堤防の除草等を行っている。

支障木伐採や河床掘削としては、令和8年3月に策定した「河川流下能力再生計画」に基づき、従来の取組みに加え、河道管理が将来的に持続可能となるような取組みを推進している。また、樋門・樋管等の河川管理施設については、修繕・更新の効率化とライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化計画を策定し、計画的に対策を進めている。

河川・海岸愛護については、県民意識の醸成を図り、美しく快適で豊かな県土の形成を目指して、昭和52年度以来「きれいな川で住みよいふるさと運動」を継続して実施している。県民・河川海岸愛護デーを2回（7月第1日曜日及び9月第2日曜日）設定し、多くの県民の参加を得て、県内の河川及び海岸において空き缶等のゴミの収集及び除草作業等を展開している。

さらに、河川管理への積極的な住民参画を進めるため、平成14年度からアダプト・プログラム（里親制度）により、行政とボランティア団体が連携した「河川アダプト導入モデル事業」を実施し、3年間で延べ288団体21千人の参加をいただいた。この成果を踏まえ平成17年度からは「ふるさとの川アダプト事業」として発展させ、住民と行政の協働による河川管理を引続き実施すると共に、人力では困難な伐木、伐根作業等を企業が建設機械等で手助けを行う「河川管理アシスト企業制度」も合わせて実施している。平成27年度からは、事業名を「ふるさとの川愛護活動支援事業」に変更し、引き続き将来を展望した住民との協働による河川管理の継続的制度の構築を目指していく。令和7年度の活動状況は、河川愛護活動は516団体2万2,456人、認定延長434km、河川愛護活動支援企業は181企業で取り組まれた。

河川愛護活動団体（～H26名称：アダプト団体）等の推移

年度	河川愛護活動 団体数	会員数 (人)	認定延長 (km)	河川愛護活動 支援企業数
H23	427	20,882	360	188
H24	467	21,904	381	189
H25	476	21,577	382	191
H26	497	22,166	399	191
H27	510	22,610	404	193
H28	519	24,817	402	199
H29	513	23,588	416	190
H30	516	23,486	436	189
R1	518	23,000	446	186
R2	524	24,019	428	194
R3	503	23,487	496	193
R4	506	23,243	493	194
R5	514	22,917	489	190
R6	513	22,675	459	185
R7	516	22,456	434	181

4 海岸事業

本県の海岸は日本海に面し、南は新潟県境から北は秋田県境まで、出入りの少ないほぼ直線的な海岸線を形成している。

岩礁海岸と砂浜海岸では、海岸線に沿って人家、道路、鉄道が張りついているところが多く、越波による侵食に悩まされ続けていた。これらを解消するため、海岸保全事業として護岸の整備を進め、現在では人家連担地域についてはほぼ概成している。さらに越波ならびに汀線の後退が続いていた、主に集落付近の海岸については、護岸・突堤等の整備を進め効果をあげている。

平成15年12月に策定した「山形沿岸海岸保全基本計画」（R8.3変更）に基づき、海岸侵食が顕著な海岸「菅里地区（H6～H17）」「宮海地区（S62～H27）」「比子地区（H7～R13）」について侵食対策事業を実施している。

また、東日本大震災を受け、津波対策を構築するにあたり、これからの想定津波の考え方として、中央防災会議地震津波専門調査会において2つの津波レベルが示された。

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:「**最大クラスの津波**」
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立 **【減災】**
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波:「**頻度の高い津波**」
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備 **【防災】**

この分類に基づき、施設管理者(海岸管理者、河川管理者および港湾管理者等)は「頻度の高い津波」を想定し、既存施設等による防護効果を検証し、必要に応じ海岸保全施設等の整備を実施する。

さらに、老朽化対策として、宮海地区海岸の長寿命化計画を平成27年度末に策定、令和7年度には沖合施設の評価及び護岸の再評価を行い15地区海岸について長寿命化計画を策定しており、計画に基づき点検・修繕、対策工事を進めていく。

山形県海岸総括表

所 管	海岸線延長 (m)	左のうち 海岸保全区域延長 (m)	左のうち 海岸保全施設の 有効延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	68,826	49,092	21,784
国土交通省 港湾局	34,785	10,657	7,511
農林水産省 水産庁	30,960	12,325	6,391
計	134,571	72,074	35,686

5 ダム事業

本事業は、下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、水力発電、都市用水の補給等を目的としたダムを構築し、その効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させて、県民経済の成長と県民生活の向上に寄与することを目的とするものである。

本県は、戦前から野川ダム、荒沢ダム建設の計画があつて調査をしてきたが、戦争のため中止され、戦後、国土総合開発法の公布により再び野川総合開発計画がとりあげられ、管野ダム（長井ダムの完成にともない、平成21年9月に国土交通省へ管理引継ぎ）の竣工をみた。その後、多目的ダムとして、荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム、温海川ダム、白水川ダム、神室ダム、田沢川ダム及び綱木川ダム、また、治水ダムとして、月光川ダム、前川ダム及び留山川ダムがそれぞれ完成した。

また、平成20年度に最上小国川流水型ダム（最上町）の建設事業に着手し、令和元年度に完成した。



最上小国川流水型ダム（令和2年3月竣工）

山形県管理のダム一覧表

令和7年4月現在

ダム名	水系名	河川名	位置	目的	型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m³)	集水面積 (km²)	湛水面積 (km²)	総貯水容量 (千m³)	有効貯水容量 (千m³)	完成年度
管野ダム(※)	最上川	置賜野川	長井市 平野	F.N.P	G	44.5	81.8	36,420	98.0	0.26	4,470	3,042	S28
荒沢ダム	赤川	鶴岡市 (旧朝日村)荒沢		F.N.P	G	63.0	195.5	156,000	162.0	1.89	41,420	30,870	S30
木地山ダム	最上川	置賜野川	長井市 寺泉	N.P	HG	46.0	168.2	62,000	63.0	0.60	8,200	6,400	S35
高坂ダム	最上川	鮭川	真室川町 差首鍋	F.P	G	57.0	118.7	68,700	68.2	1.10	19,050	12,750	S41
蔵王ダム	最上川	馬見ヶ崎川	山形市 上宝沢	F.N.W	HG	66.0	273.8	276,000	21.0	0.24	7,300	5,200	S44
月光川ダム	月光川	遊佐町 吉出		F	GR	48.0	205.0	ロックフィル: コンクリート: 50,000 122,500	27.6	0.15	1,780	1,670	S53
前川ダム	最上川	前川	上山市 川口	F.N	R	50.0	285.5	690,000	21.2	0.35	4,400	4,100	S57
温海川ダム	温海川	鶴岡市 (旧温海町)一霞		F.N.P	G	60.0	167.0	135,000	31.6	0.39	5,700	4,400	S61
白水川ダム	最上川	白水川	東根市 泉郷	F.N.A	G	54.5	367.0	314,000	15.2	0.30	5,300	4,600	H2
神室ダム	最上川	金山川	金山町 有屋	F.N.W.P	G	60.6	257.0	307,000	22.5	0.40	7,400	5,800	H5
田沢川ダム	最上川	田沢川	酒田市 (旧平田町)山元	F.N.W	G	81.0	185.0	217,000	23.2	0.35	9,100	7,900	H13
綱木川ダム	最上川	綱木川	米沢市 簗沢	F.N.W	R	74.0	367.5	ロックフィル: コンクリート: 2,155,000 155,400	40.5	0.49	9,550	8,300	H19
留山川ダム (生活貯水池)	最上川	留山川	天童市 山口	F.N	G	46.0	115.0	57,000	7.2	0.09	1,120	1,000	H23
最上小国川 流水型ダム	最上川	最上小国川	最上町 富澤	F	G	41.0	143.0	39,800	37.4	0.28	2,300	2,100	R元

目 的

F：洪水調節
N：(既得取水の安定化及び
河川環境の保全等)
A：かんがい
W：上水道用水
I：工業用水
P：発 電

ダ ム 型 式

R：ロックアップル
G：重力式コンクリート
HG：中空重力式コンクリート
GR：複合(重力式コンクリート
+ロックアップル)

※管野ダムは長井ダムの建設に伴い平成21年度に用途廃止

6 水防

県庁河川課に水防本部を置き、各総合支庁及び分庁舎に水防支部を置く。水防本部及び支部では、気象予警報発令の際に水防要員が待機して、通報・連絡等の業務を行っており、特に水防支部においては管内市町村の避難指示等の判断にかかる支援のための情報提供等を行っている。

また、各水防支部の管内に地区連絡会を設け、地区内の各消防本部・警察署・管理団体・出先関係官庁の協力を得て地区内水防計画の樹立および水防に関する事項について対策協議を行っている。

第12章 砂 防

1 本県の概況

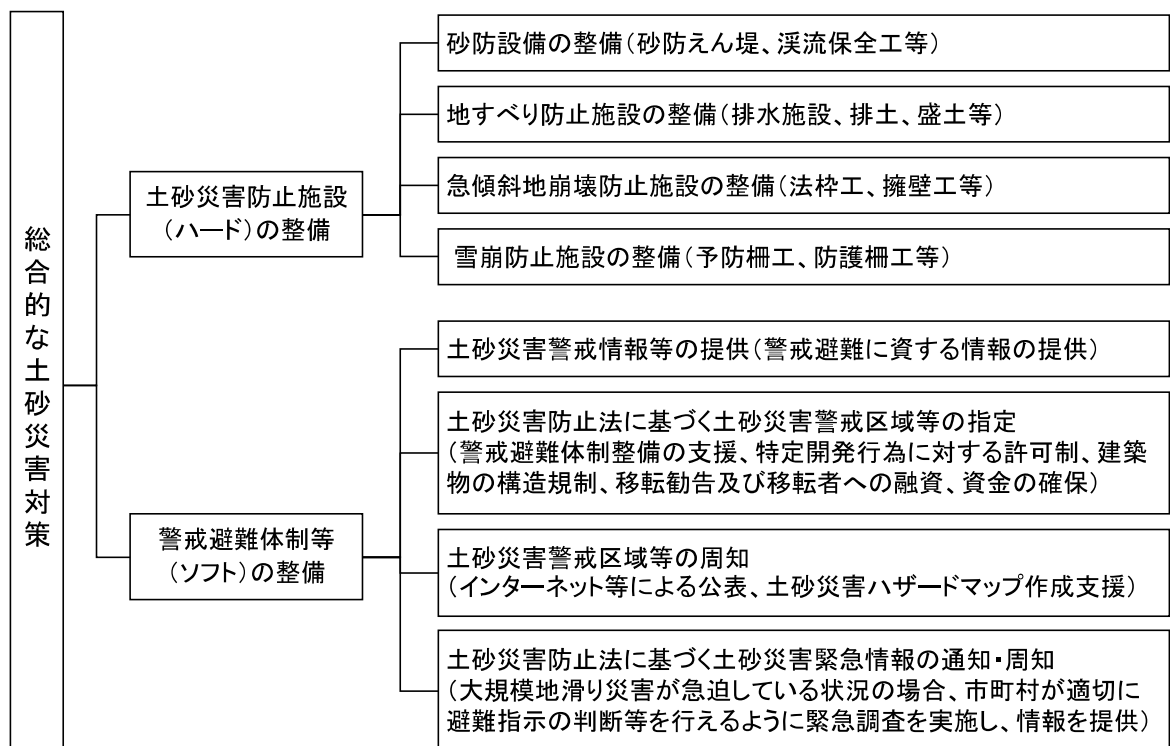
奥羽山脈と出羽丘陵が中央を並行して縦断する本県は、県土のおよそ7割を山地が占め、しかも急峻で複雑かつ脆弱な地形・地質構造となっている。

本県特有のこの地形・地質により、例年融雪期、梅雨期の長雨や台風期の集中豪雨時に、しばしば各地で土石流・地すべり・がけ崩れ等の「土砂災害」が発生しており、ときには人身の損傷や人家の倒壊など被害を及ぼしている。

このような土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画2019～2028」に基づき、「人命第一の緊急避難体制の強化」、「確実に効果的な砂防関係施設の整備」、「効率的・効果的な維持管理」の三つの柱を掲げ、総合的な土砂災害対策を推進していく。

2 土砂災害対策

本県の土砂災害対策の取組みとしては、これまでも、土砂災害発生のおそれのある箇所の把握に努め、着実に土砂災害対策を推進してきた。しかし、現在においても土砂災害警戒区域における整備率が約25%と依然として低い整備水準にとどまっている状況であり、今後とも土砂災害から県民の生命と財産を守るため、関係機関と連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な土砂災害対策の推進が必要である。



(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び雪崩対策事業の実施により、県民の生命と財産を守るため、効率的・計画的に土砂災害対策を推進する。



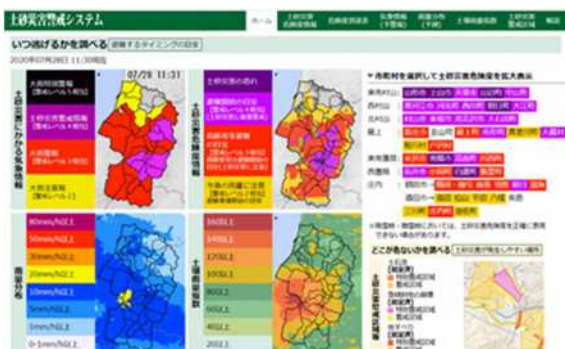
(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

平成18年9月より、大雨による土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、気象台と共同で警戒レベル4相当の情報として土砂災害警戒情報を発表している。

平成28年3月に公開した「土砂災害警戒システム」では、土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域等を分かりやすく情報提供しており、予測精度の向上を図りながら、市町村による適切な避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、関係機関との連携のもとに、自主的な防災活動の活性化に向けた住民参加によるハザードマップの作成支援として、手引きを策定し、市町村や地域住民へのアドバイス等を行っている。



土砂災害警戒システム（インターネットで公開）



「住民参加によるハザードマップ作成状況」

要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成例（ひな形）作成、避難訓練の実施による警戒避難体制づくりの支援を行っている。また、土砂災害に関する学習支援として、小学校を対象にした出前授業を実施し、防災意識の向上を図っている。



避難確保計画の作成例



避難訓練の実施状況

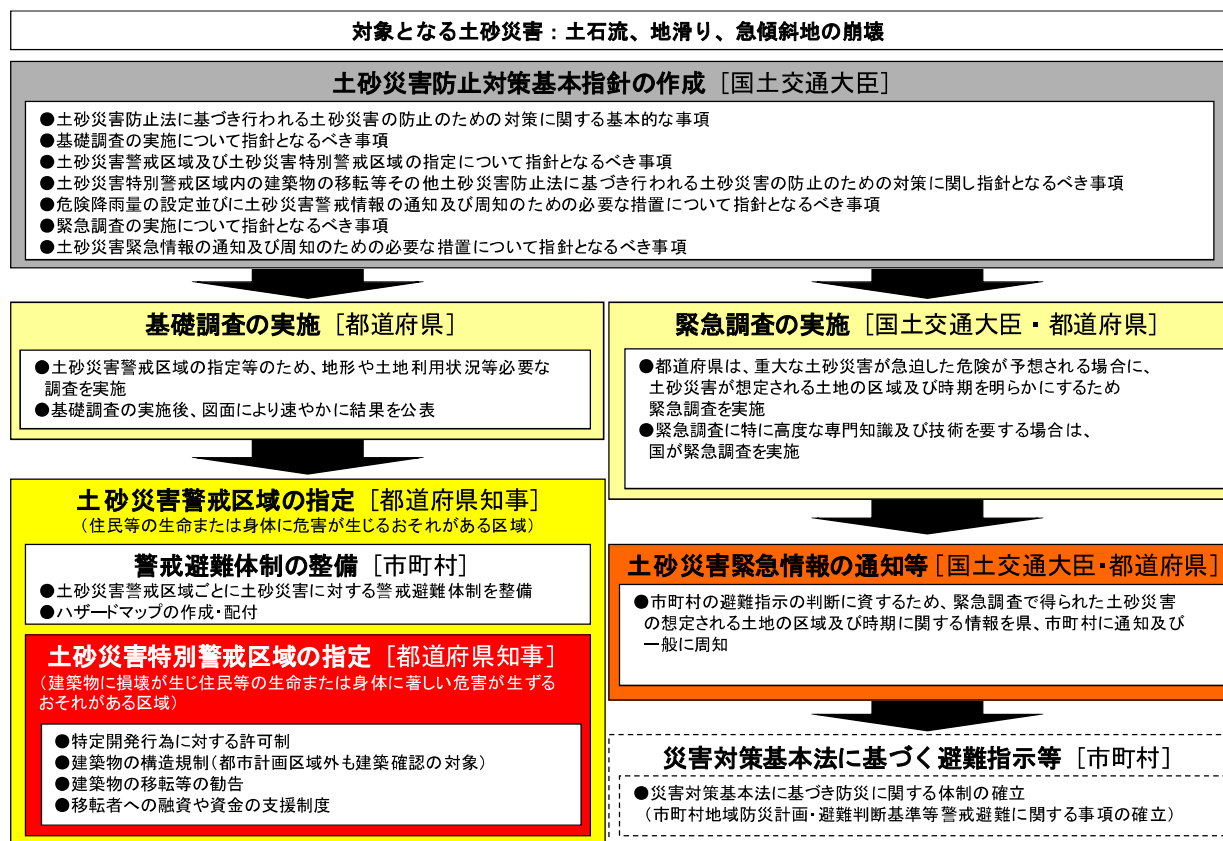


出前授業の実施状況

3 土砂災害防止法について

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」で、平成13年4月1日から施行されている。

本法の目的は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることにある。



【対象となる土砂災害】

本法は、がけ崩れ、土石流、地すべりを対象としている。

【基礎調査】

土砂災害の発生するおそれがある土地に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等を調査し、警戒区域等の指定や警戒避難体制の整備等に必要な基礎的な情報を収集する。

【区域の指定】

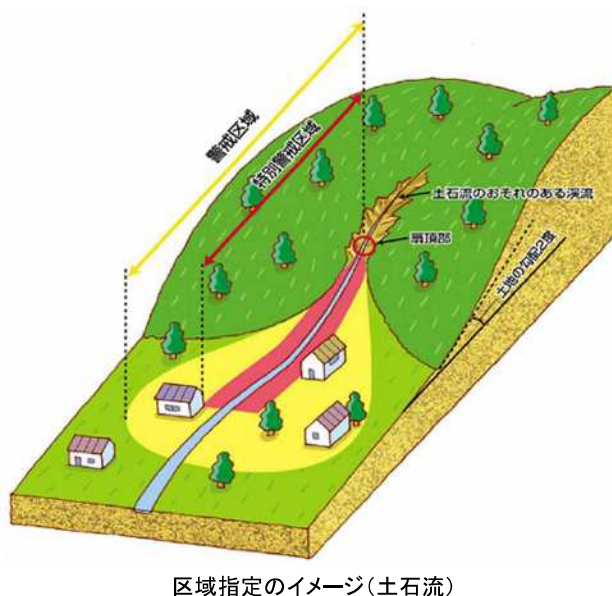
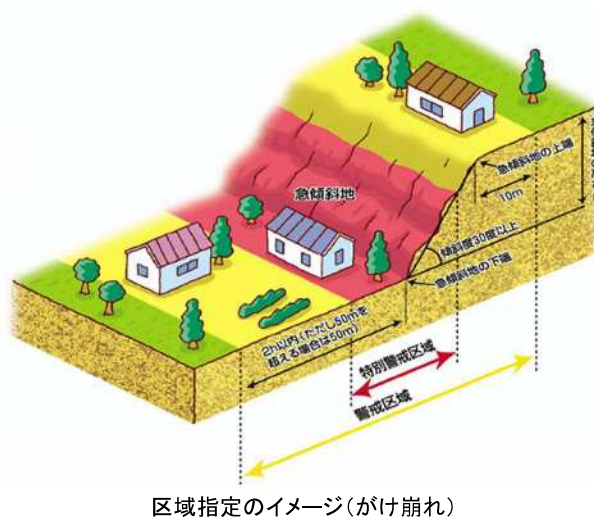
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【土砂災害警戒区域】

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、市町村地域防災計画への記載、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置（住宅金融支援機構の融資、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助）、宅地建物取引における措置等を行う。



【緊急調査】

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行う。

なお、都道府県が緊急調査を行う対象は、地すべりであり、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合かつおおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合である。



緊急調査のイメージ(地すべり)

【土砂災害緊急情報】

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

令和8年3月6日現在の山形県内における土砂災害警戒区域等指定状況

公所名	市 町 村 名	指定箇所数							
		土石流(うち重複)		地すべり(うち重複)		急傾斜地(うち重複)		計(うち重複)	
		イエロー	レッド	イエロー	レッド	イエロー	レッド	イエロー	レッド
村山総合支庁	山形市	95 (13)	67 (12)	25 (6)	0	138 (2)	133 (2)	258 (21)	200 (14)
	上山市	98 (8)	68 (8)	45 (5)	0	91 (1)	88 (1)	234 (14)	156 (9)
	天童市	28 (4)	20 (3)	1	0	29 (1)	29 (1)	58 (5)	49 (4)
	山辺町	21 (6)	15 (6)	14 (1)	0	20 (3)	20 (3)	55 (10)	35 (9)
	中山町	4	0	0	0	4	4	8 (0)	4 (0)
	小計	233 (13)	158 (12)	79 (6)	0 (0)	280 (2)	272 (2)	592 (21)	430 (14)
	寒河江市	36 (3)	14 (3)	14	0	85 (2)	80 (2)	135 (5)	94 (5)
	河北町	9	5	2	0	15	14	26 (0)	19 (0)
	西川町	54	31	36	0	86	83	176 (0)	114 (0)
	朝日町	54 (5)	27 (5)	41 (1)	0	99 (3)	93 (3)	194 (9)	120 (8)
	大江町	35 (3)	24 (3)	20	0	57 (2)	56 (2)	112 (5)	80 (5)
	小計	187 (1)	100 (1)	113 (0)	0 (0)	340 (2)	324 (2)	640 (3)	424 (3)
	村山市	38 (3)	15 (1)	19	0	41	36	98 (3)	51 (1)
	東根市	38 (1)	25 (1)	0	0	35	33	73 (1)	58 (1)
	尾花沢市	29 (1)	16 (0)	4 (1)	0	39	39	72 (2)	55 (0)
	大石田町	21 (1)	10 (0)	14	0	8	6	43 (1)	16 (0)
	小計	123 (3)	65 (1)	37 (0)	0 (0)	123 (0)	114 (0)	283 (3)	179 (1)
	計	538 (22)	318 (19)	229 (6)	0 (0)	740 (7)	707 (7)	1,507 (35)	1,025 (26)
最上総合支庁	新庄市	17	7	5 (2)	0	26	21	48 (2)	28 (0)
	金山町	38	21	1	0	46	45	85 (0)	66 (0)
	最上町	55	33	3	0	39	38	97 (0)	71 (0)
	舟形町	28	17	27 (1)	0	42	38	97 (1)	55 (0)
	真室川町	60	30	54	0	148	138	262 (0)	168 (0)
	大蔵村	3	0	57 (1)	0	43	42	103 (1)	42 (0)
	蛙川村	39	20	52	0	46	43	137 (0)	63 (0)
	戸沢村	36 (1)	17	58 (1)	0	71	70	165 (2)	87 (0)
	計	276 (0)	145 (0)	255 (2)	0 (0)	461 (0)	435 (0)	992 (2)	580 (0)
置賜総合支庁	米沢市	155 (1)	120 (1)	9	0	92	91	256 (1)	211 (1)
	南陽市	107 (1)	86 (1)	38	0	86	85	231 (1)	171 (1)
	高畠町	52 (1)	46 (1)	1	0	39	39	92 (1)	85 (1)
	川西町	36 (1)	32 (1)	17	0	9	9	62 (1)	41 (1)
	小計	348 (2)	282 (2)	65 (0)	0 (0)	226 (0)	224 (0)	639 (2)	506 (2)
	長井市	47 (3)	32 (1)	0	0	23	23	70 (3)	55 (1)
	小国町	150	104	9	0	51	50	210 (0)	154 (0)
	白鷹町	116 (3)	66 (1)	12 (1)	0	57	55	185 (4)	121 (1)
	飯豊町	48	31	5	0	12	12	65 (0)	43 (0)
	小計	358 (3)	232 (1)	26 (0)	0 (0)	143 (0)	140 (0)	527 (3)	372 (1)
	計	706 (5)	514 (3)	91 (0)	0 (0)	369 (0)	364 (0)	1,166 (5)	878 (3)
庄内総合支庁	鶴岡市	468	264	101	0	446	432	1,015 (0)	696 (0)
	酒田市	182 (1)	96	76 (2)	0	200	193	458 (3)	288 (0)
	庄内町	31	10	9 (2)	0	40	40	80 (2)	50 (0)
	遊佐町	12	10	0	0	20	20	32 (0)	30 (0)
	計	693 (0)	380 (0)	184 (2)	0 (0)	706 (0)	685 (0)	1,583 (2)	1,065 (0)
山形県合計		2,210 (30)	1,355 (24)	757 (12)	0 (0)	2,276 (7)	2,191 (7)	5,243 (49)	3,546 (31)

※区域が市町村境界を跨ぐ場合があるため、市町村の区域数の和と「山形県」の数値が一致しないことがある。

4 各事業の概要(県関係事業)

(1) 砂防事業

本県は総面積9,323km² (932,300ha) のうち山地、丘陵部等の面積が約7割を占め、最上川、赤川、荒川、阿武隈川水系などの各支流は、流路が短く急勾配を呈しており、地質も脆弱で土砂の流出が多い。

本県における砂防事業は、大正5年、尾花沢市丹生川支川河原沢川（現中沢川）及び米沢市大樽川流域で植林を中心とした山腹工により始まり、以来逐年施行を続けてきた。

本県における土砂災害警戒区域（土石流）は2,210箇所あり、通常砂防事業、火山砂防事業を主体としてハード対策を推進している。また、自然環境に配慮すべく、平成11年度までに本県における溪流環境整備計画を策定し、その基本理念・方針に基づき生態系にやさしい砂防事業を展開している。なお、砂防事業は、砂防法第2条の規定に基づき、砂防指定地内で実施することとされており、令和8年3月末現在、砂防指定地は2,066箇所、その面積は約18,785haに及んでいる。

災害対策については、昭和62年8月の集中豪雨による温海町災害に対して実施した砂防激甚災害対策特別緊急事業（鶴岡市[旧温海町]S63～H2年度）や災害関連緊急砂防事業（鶴岡市[旧温海町]H7、山辺町H8、朝日町H9、南陽市他H10、山形市H11、大江町H12・寒河江市他H14、朝日町他H17、米沢市H18、山形市H19、鶴岡市H21、朝日町H22、酒田市R6等）において復旧対策を実施した。

また、ソフト対策については、土砂災害情報周知（土砂災害危険箇所図、火山防災マップ等）のための情報基盤緊急整備事業を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を展開している。



みずかみ沢砂防えん堤(鶴岡市)

最近10年における砂防事業費の推移

(単位：千円)

年度	直轄	補助	単独	計
H29	4,795,000	2,102,406	790,200	7,687,606
H30	4,707,000	1,476,000	729,200	6,912,200
R1	5,603,000	1,742,598	489,800	7,835,398
R2	6,793,000	2,978,390	578,700	10,350,090
R3	5,240,000	1,794,990	472,800	7,507,790
R4	4,725,000	1,719,540	851,500	7,296,040
R5	5,242,000	2,288,800	479,161	8,009,961
R6	5,371,000	3,533,145	681,511	9,585,656
R7	5,271,000	2,614,300	384,950	8,270,250
R8	4,246,000	606,800	1,040,620	5,893,420

(注1) 令和6年度までの事業費は最終額、令和7年度は当初予算額＋補正額、令和8年度は当初予算額である。

(注2) 総合流域防災事業(施設調査)はすべて砂防に計上。

(2) 地すべり対策事業

本県における地すべり現象は、古来より各所に発生していたがその記録は少なく、また現在その移動を休止している箇所も多く、その形態が地すべりとも山崩れとも判別のつかないものもある。本県における土砂災害警戒区域（地すべり）は757箇所あり、令和8年3月末まで地すべり防止区域として指定されているのは100箇所、面積は約5,373haとなっている。

これを水系別に見ると銅山川・角川水系に一番多く分布し、次に立谷沢川・赤川・梵字川水系、さらに県南の白川・荒川水系に数多く分布しており、その他白鷹山系の一部、出羽丘陵摩耶山系の北西部などに散在している。

公共地すべり対策事業としては、昭和27年に飯豊町菅沼及び戸沢村古口地区において、総額200万円をもって地下水排除工、杭柵工を施行したのが最初である。

以来、公共地すべり対策事業費(補助)は令和6年度末までおよそ573億円に達している。地すべり防止工法としては、集水井工・横ボーリング工・排水トンネル工等の抑制工および鋼管杭工・アンカー工・擁壁工等の抑止工を実施しており、本県においては抑制工の占める割合が大きい。

また公共事業（国庫補助）の他に昭和36年度から県単独地すべり対策事業を実施している。

最近10年における地すべり事業費の推移

(単位:千円)

年 度	直 轄	補 助	県 単	計
H29	1,001,000	136,400	144,000	1,281,400
H30	931,000	178,500	249,763	1,359,263
R1	888,000	197,400	75,426	1,160,826
R2	1,122,000	512,400	259,169	1,893,569
R3	1,242,000	1,263,100	99,569	2,604,669
R4	1,122,000	1,189,000	94,400	2,405,400
R5	1,353,000	1,547,700	52,900	2,953,600
R6	1,412,500	889,350	157,000	2,458,850
R7	1,430,000	906,100	77,500	2,413,600
R8	950,000	189,000	70,800	1,209,800

(注) 令和6年度までの事業費は最終額、令和7年度は当初予算額＋補正額、令和8年度は当初予算額である。



西目災害関連緊急地すべり対策事業(鶴岡市)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

わが国においては、豪雨のたびに急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）が発生し、多くの人命、財産が失われている。このような事態に対処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、昭和44年7月「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定された。この法律に基づき本県においても昭和44年12月「山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」が施行され、急傾斜地災害に対し、行政上必要な措置がとられており、その成果をあげつつある状況である。

本県における土砂災害警戒区域（急傾斜地）は2,276箇所あり、これらの箇所の対策として急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定促進、周辺の土地利用規制、警戒避難体制の整備、がけ崩れ災害防止意識の啓発、がけ地近接危険住宅移転事業等の諸対策を促進する一方、急傾斜地崩壊防止工事について整備を促進していく計画である。

急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は、令和8年3月末現在331箇所となっているが、今後さらに指定を促進する。

急傾斜地崩壊危険区域として指定した箇所のうち、昭和45年度から過去に被害のあった箇所等危険度の高いものから擁壁工、法面工等の工事を進めており、令和7年度まで公共事業及び、県単独事業で321箇所概成している。



大淀 急傾斜地崩壊対策事業（村山市:完了後 撮影）

最近10年における急傾斜地崩壊対策事業費の推移

（単位：千円）

年 度	補 助	県 単	計
H29	325,278	335,012	660,290
H30	281,400	406,200	687,600
R1	444,700	492,800	937,500
R2	507,100	584,784	1,091,884
R3	269,800	395,523	665,323
R4	189,000	577,825	766,825
R5	462,780	635,500	1,098,280
R6	607,950	776,700	1,384,650
R7	445,200	565,600	1,010,800
R8	66,100	539,300	605,400

（注）令和6年度までの事業費は最終額、令和7年度は当初予算額＋補正額、令和8年度は当初予算額である。

(4) 雪崩対策事業

本県は豪雪地帯に指定されており、特に山間部の集落は大雪にみまわれ、雪崩の危険を感じている人々は少なくない。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与え、住民にとって大きな脅威である。これに対処するため、本県では昭和62年度より事業を実施しており、平成28年度までに雪崩発生危険性の高い箇所対策が完了している。

雪崩対策事業費の推移 (単位:千円)

年 度	補 助
H29	0
H30	0
R1	0
R2	0
R3	0
R4	0
R5	0
R6	0
R7	0
R8	0

(注) 令和7年度までの事業費は最終額
令和8年度は当初内示額である



柳瀨雪崩対策事業(大蔵村)H22 概成

5 国直轄事業

国直轄砂防事業は、砂防設備が他府県に跨る場合、または工事規模が大きい場合等に実施されるものである。県内では現在、最上川、赤川、荒川、阿武隈川の4水系において実施されており、担当する国の機関は次のとおりである。

水 系 名	国 の 機 関 名
最上川・赤川	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
荒 川	国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所
阿 武 隈 川	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

(1) 最上川水系

最上川水系の直轄砂防事業は、昭和12年立谷沢川に着手以来、銅山川、寒河江川、角川、鮭川、立谷沢川の各河川で実施されている。

地すべり対策事業は、黒瀨地区(戸沢村)、平根地区(戸沢村)及び豊牧地区(大蔵村)の直轄地すべり防止工事が完了しており、月山地区(西川町志津)が事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事 業 別	令和7年度		令和8年度		摘 要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	20	2,800	25	2,454	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	20	2,800	25	2,454	

(注) 事業費は、令和7年度は当初内示額+補正額、令和8年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分は赤川水系に計上している。

(2) 赤川水系

赤川水系は従来県施行として実施されていたが、国において流域全体について総合的な砂防基本計画を策定し、昭和58年国直轄施行区域に編入され、昭和62年度より着工された。

また、平成21年度には直轄地すべり対策事業として、月山地区（鶴岡市田麦俣）が採択され事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和7年度		令和8年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	7	1,032	10	872	砂防堰堤工
地すべり	1	1,430	1	950	排水トンネル工
計	8	2,462	11	1,822	

(注) 事業費は、令和7年度は当初内示額＋補正額、令和8年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分も赤川水系に計上している。

(3) 荒川水系

荒川水系は、昭和42年8月28～29日発生 of 羽越豪雨による大災害を契機として、昭和44年に国直轄施行区域に編入された。同年4月砂防工事事務所が設置され、直ちに砂防工事を実施し、現在に至っている。荒川水系のうち本県に係る主な幹川は、荒川本川、玉川、横川である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和7年度		令和8年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,002	6	720	砂防堰堤工
地すべり	－	－	－	－	
計	6	1,002	6	720	

(注)事業費には、新潟県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和7年度は当初内示額＋補正額、令和8年度は当初内示額である。

(4) 阿武隈川水系

阿武隈川水系のうち本県に係る松川は、昭和25年国直轄に編入され、松川支川前川において砂防工事を実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和7年度		令和8年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	2	437	2	200	砂防堰堤工
地すべり	－	－	－	－	
計	2	437	2	200	

(注)事業費には、福島県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和7年度は当初内示額＋補正額、令和8年度は当初内示額である。

6 各指定地の管理

地すべり防止施設等の施設管理に万全を期すとともに、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内における掘削、切土など不法行為による人的災害を防止するため監視体制の強化を図る等管理の徹底に努める。

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況(令和8年3月末現在)

(面積単位:ha)

公 所 別	砂 防		地すべり		急傾斜地		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
村山総合支庁	240	1,738.01	12	465.97	23	33.34	275	2,237.32
村山総合支庁(西村山)	242	1,210.99	15	995.86	53	106.30	310	2,313.15
村山総合支庁(北村山)	176	1,015.02	7	153.43	24	44.45	207	1,212.90
最上総合支庁	392	2,524.46	28	1,967.05	67	105.09	487	4,596.60
置賜総合支庁	179	1,252.97	11	363.41	22	38.71	212	1,655.09
置賜総合支庁(西置賜)	289	2,559.52	9	396.53	16	30.98	314	2,987.03
庄内総合支庁	548	8,484.49	18	1,031.01	126	173.29	692	9,688.79
計	2,066	18,785.46	100	5,373.26	331	532.16	2,497	24,690.88
面 積 比	76.1%		21.8%		2.2%		100.0%	

(注) 地すべり防止区域は農林水産省所管、林野庁所管分を除く。

(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置

指定地の適正な管理の一環として、巡視・点検活動は不可欠なものである。付近の居住者で、かつ地元の実情に精通している方を巡視活動に活用することは、適正な管理につながるものである。

この趣旨により、昭和54年より「山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱」を定め、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視の強化を図っている。

令和8年度においては、地すべり防止区域100箇所(直轄を除く)、急傾斜地崩壊危険区域331箇所を対象として、345名の巡視員を委嘱している。

7 災害復旧事業

本県における国土交通省水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害については、毎年融雪や豪雨等により発生しているが、特に被害が大きかったものとしては、昭和42年の羽越水害、44年の8. 8災害、49年の8. 1災害、50年の県北水害及び51年の8. 6災害、62年の温海災害、平成7年の温海災害、13年の低温災害、16年の豪雨及び台風災害、18年・24年の低温災害、25年・26年の2年続けての豪雨災害、30年の8月豪雨災害、令和2年7月の豪雨災害、令和4年8月の豪雨災害、令和6年7月の豪雨災害がある。

過去10年の主な災害復旧の決定工事（別表1）をみると、平成28年は、8月22～23日にかけて県内を縦断した台風9号により、西村山を除く全域で大雨となり、最上地域を中心に災害が発生した。このうち、大蔵村が激甚災害に指定された。

平成29年は、災害の発生が少なく、平成に入ってから最少の箇所数となった。

平成30年は、8月に東北地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、最上地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、舟形町、大蔵村が局地激甚災害に指定された。

令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市において震度6弱を記録するなど、庄内地域で被害を受けた。また、台風19号及び豪雨により奥羽山系沿いを中心に災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和2年は、7月に梅雨前線の影響により豪雨となり、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、朝日町、大江町、白鷹町、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和3年は、7月10～13日にかけ、最上、庄内地方を中心に大雨となり、この雨により、河川の増水や地盤の緩みなどが生じたため、公共土木施設に被害が発生した。

令和4年は、8月3～4日にかけ、東北地方に停滞した前線や低気圧に向かって、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった影響で、置賜地方を中心に積乱雲が発達し、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、西置賜地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、川西町、小国町、飯豊町が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和5年は、令和4年12月31日～令和5年5月16日に発生した鶴岡市西目地区の地すべりにより、市道が被災した。また、6月27日～29日にかけ、村山、置賜地方を中心に大雨となり、公共土木施設に被害が発生した。

令和6年は、7月に梅雨前線の影響により豪雨となり、村山、最上、庄内で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、山形県、西川町、尾花沢市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、飯豊町、酒田市、遊佐町が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

また、負担法の対象外である小規模な災害については県単独の災害復旧事業を実施している。

令和7年は、3月～5月の融雪により西村山で公共土木施設に被害が発生した。また、9月17日～19日にかけての大雨により、村山、庄内地方を中心に公共土木施設に被害が発生した。

河川環境の保全については、平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことにより、災害復旧事業の施工に際しても自然の生態系、水と緑の景観、川と人の触れ合い等の環境に配慮することとなった。このため、平成10年に国土交通省河川局はコスト縮減も考慮しつつ自然の回復力によって、自然環境の保全が可能となるような工夫を選択する技術指針として「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定（平成30年6月改訂）した。本県でも11年災からは、基本方針の理念を尊重し、地域特性等に配慮する県版基本方針を策定して復旧工事を実施している。

別表1 過去10年の主な災害復旧の決定工事（国土交通省所管補助災害分）

（単位：千円）

年 災	県 工 事			市町村工事			合 計			摘 要
	箇所数	決定工事費	初年度 復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度 復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度 復旧進捗	
H28	105	2,553,806	85.9%	42	390,495	81.0%	147	2,944,301	85.0%	豪雨4件、台風7号3件、台風9号90件、台風10号8件
H29	9	208,135	85.0%	5	46,295	113.1%	14	254,430	89.8%	融雪1件、地すべり1件、梅雨前線豪雨8件、台風21号2件
H30	419	8,827,376	85.1%	203	1,678,902	83.4%	622	10,506,278	84.8%	地すべり1件、豪雨621件
				(1)	(5,418)	(100.0%)	(1)	(5,418)	(100.0%)	()は、下水道災害で内数
R01	88	2,098,620	65.0%	43	448,150	100.0%	131	2,546,770	85.0%	港湾3件、地震13件、豪雨115件
	(3)	(189,208)					(3)	(189,208)		()は、港湾災害で内数
R02	357	9,120,543	73.1%	198	2,885,037	74.0%	555	12,005,580	73.0%	7月豪雨520件、豪雨33件、地すべり2件
	(0)	(0)		(2)	(121,672)		(2)	(121,672)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(1)	(119,058)		(1)	(119,058)		()は、公園災害で内数
R03	19	337,897	85.0%	2	31,410	91.9%	21	369,307	85.4%	
R04	196	9,358,056	85.0%	125	4,249,539	51.4%	321	13,607,595	74.9%	6月豪雨44件、7月豪雨1件、8月豪雨272+2件、地すべり2件
	(0)	(0)		(1)	(603,300)		(1)	(603,300)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(4)	(157,078)		(4)	(157,078)		()は、公園災害で内数
R05	4	400,929	75.3%	2	60,715	50.0%	6	461,644	71.4%	
R06	656	32,746,105	42.5%	328	9,100,167	52.1%	984	41,846,272	44.9%	7月豪雨968件、豪雨15件、落雷1件
	(0)	(0)		(13)	(1,130,758)		(13)	(1,130,758)		()は、水道災害で内数
	(0)	(0)		(5)	(666,079)		(5)	(666,079)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(2)	(83,089)		(2)	(83,089)		()は、公園災害で内数
R07	5	944,372	5.4%	11	763,030	42.2%	16	1,707,402	22.8%	9月豪雨8件、地すべり4件、融雪2件、落雷2件
	(1)	(3,900)		(0)	(0)		(1)	(3,900)		()は、港湾災害で内数

8 改良復旧事業

被害が激甚で災害復旧事業のみではその効果が十分でない場合には、未被災施設を含む一連の施設について、一定の計画に基づき災害復旧費に改良費を加えて改良復旧事業を行い、再度災害の防止を図ることとしている。改良復旧事業はその規模や工種により災害関連事業と災害復旧助成事業に大別される。

改良復旧事業は、通常の治水事業とは別枠で予算措置され、しかも短期間に工事を完成させることができるものであることから、現下の厳しい財政状況のなか、社会資本の整備を図っていくうえで積極的に制度を活用していく必要がある。

(1) 災害関連事業 (別表2)

災害関連事業の制度は昭和29年8月に創設されたが、本県では昭和31年に発生した災害から採択を受けている。現在までに実施した災害関連事業は、県工事と市町村工事とを合わせて391箇所になっており、県土の安全と環境の保全に寄与している。

(2) 災害復旧助成事業 (別表3)

災害復旧助成事業は、河川又は海岸に係る災害関連事業で改良費が6億円を超えるものである。本県では昭和23年に升形川で発生した災害から採択されて以来、54年の大山川での災害まで32件が採択されている。採択箇所の多かった年としては、昭和46年(田沢川ほか4箇所)、49年(升形川ほか4箇所)、50年(真室川下流ほか4箇所)及び51年(角川ほか3箇所)がある。近年では令和4年に小白川、令和6年に荒瀬川が採択されている。

別表2 災害関連事業推移表〔県・市町村工事の計、過去20年〕

(単位:千円)

年災	種 別	本 数	事 業 費	内 訳		
				災 害 費	関 連 費	他 費
6	河 川	1	87,229	44,126	43,103	
7	河 川	1	1,220,883	757,340	463,543	
10	河 川	2	519,880	278,887	240,993	
11	河 川	4	1,228,017	616,199	611,818	
16	河 川	2	260,283	140,633	119,650	
17	河 川	1	193,276	127,099	66,177	
25	河 川	3	818,455	415,030	403,425	
26	河 川	2	1,432,375	699,873	653,215	79,287
	道 路	1	862,424	386,519	384,789	91,116
28	河 川	1	1,167,401	608,806	558,595	
R4	河 川	1	1,164,125	790,704	373,421	
	砂 防	1	375,572	202,443	173,129	
	道 路	1	909,306	531,830	377,476	

※事業費は、当初決定額である。

別表3 災害助成事業推移表

(単位:千円)

年災	種 別	河 川 名	事 業 費	内 訳	
				災 害 費	関 連 費
S49	河 川	牛房野川	746,117	375,117	371,000
	河 川	野尻川	967,775	426,775	541,000
	河 川	荒沢川	446,983	211,983	235,000
	河 川	升形川	1,121,730	471,730	650,000
	河 川	新田川	1,106,085	500,085	606,000
50	河 川	真室川(下)	1,889,891	829,891	1,060,000
	河 川	真室川(上)	705,687	335,687	370,000
	河 川	小又川	1,374,213	614,213	760,000
	河 川	戸沢川	610,935	310,935	300,000
	河 川	猪の沢川	597,224	317,224	280,000
51	河 川	角川	2,249,735	1,199,735	1,050,000
	河 川	京田川	693,710	413,710	280,000
	河 川	藤島川	1,589,122	779,122	810,000
	河 川	大戸川	770,933	390,933	380,000
53	河 川	黒川	2,516,715	1,048,915	1,468,000
54	河 川	大山川	1,871,193	580,193	1,291,000
R4	河 川	小白川	1,625,520	934,107	691,413
R6	河 川	荒瀬川	12,488,294	5,181,651	7,306,643

※事業費は、当初決定額である。